

川口市緑化基準の見直しについて

◇基準見直しの経緯

川口市では建築物の建築に伴う敷地内の緑化を推進するため、500㎡以上3,000㎡未満の敷地の建築物の建築に対する緑化基準を設け、建築時に緑化計画書（※）の提出を義務付けることで、周辺環境と調和した緑の景観の創出を図っている。【別添資料参照】（敷地3,000㎡以上は埼玉県）

※用途区分によって5%もしくは10%の緑化面積の確保と下記3種類の樹木について規定の本数の植栽が必要

・高木（植栽時の高さ2m以上） ・中木（植栽時の高さ1m以上） ・低木（植栽時の高さ30cm以上）

これまでの基準では面積や本数での緑化基準が中心であったため、周辺景観の向上に資する緑化を誘導する内容が少ないことから見直しを行い、令和6年4月1日より施行したところである。

◇見直し内容 ※別添「資料1－2」参照

①周辺景観の向上に資する緑化の誘導措置 P3～P6

- （1）接道部緑化に対する緑化面積の加算規程の追加
- （2）生け垣・フェンス緑化の緑化面積算定基礎における上限の廃止
- （3）建築物等の壁面・屋上緑化の緑化面積算定基礎の拡張

②植栽基準の弾力的運用 P7

樹木の入替規定の拡張